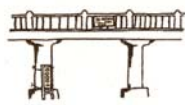


× 広告物を出してはいけない“物件”（禁止物件）

良好な景観の形成や風致の維持の妨げになるとともに、公衆に嫌悪感を感じさせたり、交通事故の発生等、危害を与える要因になるおそれがあるため、県条例第5条では、次に示す物件に広告物を掲出することを禁止しています。

これらは、絶対的禁止物件であり、例え、掲出しようとする広告物について道路法や道路交通法などの許可や承認を得ていたとしても、県条例第7条により禁止物件の適用を除外されていない場合は設置（表示）できません。



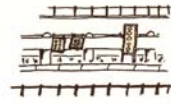
橋・歩道橋・高架構造物



トンネル



分離帯



石垣・よう壁



街路樹・路傍樹
(道路際の樹木)



信号機・道路標識



歩道柵(ガードレール等)・駒止め



里程標



郵便差出箱
(信書便差出箱)



煙突



記念碑・形像



路上変電塔

＝表示できる例＝
法令によるもの、選挙期間中の選挙運動用のもの、管理用のもの、国や県市による公共的なものなど

／消火栓 / 火災報知機 / 火の見やぐら / 照明塔

／送電塔 / 送受信塔 / 展望塔 / ガスタンク・水道タンク・その他のタンク

／信号機の路線方向各10mとその両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱類

／上記以外の国道、県道、市道の全区間及びこれに面する場所にある電柱や街灯柱その他電柱類には、管理用や非営利（政治活動、冠婚葬祭、その他）の広告を除き、はり紙、はり札、広告旗、立看板の表示や設置はできません。